

ミャンマーにおける知的財産法の制定について（後編）

秋山国際特許商標事務所

石川勇介
（日本弁理士）



石川氏は、大手医療機器メーカーの研究・開発部門勤務後、弁理士資格を取得して秋山国際特許商標事務所に入所。その後、弁理士会を通じて日本貿易振興機構（ジェトロ）に出向し、ジェトロ・バンコク事務所に駐在。主に東南アジアでの知財制度に関する情報の調査・広報、日本企業の模倣品対策を中心とする知財活動の支援を行う。2018年4月より帰国し、同事務所にて勤務。

ミャンマー新知的財産法（商標法、意匠法、特許法、著作権法）が2019年に成立し、2020年2月現在、法施行に向けた最終準備が鋭意進められている。

本稿では、「ミャンマーにおける知的財産法の制定について（前編）」1)新知財法の施行に向けた最新動向に続き、新知的財産法の概要等について解説していく。

また、新興国等知財情報データベース「ミャンマー知的財産権制度の最新状況¹」、「ミャンマーにおける新たな商標出願制度の概要²」においても同法について解説されているので、適宜ご参照いただきたい。

2) 新知的財産法の概要・主な留意点

新知的財産法（商標法、意匠法、特許法）の概要、留意点は、以下のとおりである。

<商標法>

① 標章の定義（第2条）

個人名、文字、数字、図形要素、色の組み合わせ、またはそれらを組み合わせたものを含む、事業における商品および役務を他者のものと識別可能にする視覚的標識をいう。当該用語には、商標、サービスマーク、団体標章および認証標章が含まれる。

② 保護要件（第13条、第14条）

¹ 新興国等知財情報データベース記事「ミャンマー知的財産権制度の最新状況(2019.2)」<<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/17449/>>

² 新興国等知財情報データベース記事「ミャンマーにおける新たな商標出願制度の概要(2019.2)」<<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/17451/>>

絶対的拒絶理由（識別性がない、公序良俗違反等）、または相対的拒絶理由（他人の登録商標と類似等）に該当する標章については登録されない。

③審査、出願公開（第 23 条、第 25 条）

方式審査、実体審査（絶対的拒絶理由）を経て、異議申立てを行う機会をあたえるために出願公開される。相対的拒絶理由については出願公開前には審査されない。

④異議申立て（第 26～第 28 条）

出願公開後 60 日以内に絶対的・相対的拒絶理由に基づいて何人も異議申立てをすることができる。異議申立てが上記期間内になされなければ登録され、公開される。異議申立てがなされた場合には審査の上、登録または拒絶されて公開される。

⑤権利期間（第 34 条）

出願の日から 10 年間存続し、10 年毎に所定の料金を支払うことで更新することができる。

⑥移行措置（第 93 条）

法施行前に登記法のもと登記所で登録された標章の所有者は、その登録された標章に関する権利を保全するために新たに商標出願を行うことができる。

⑦主な留意点

相対的拒絶理由については、異議申立てがなされなければ審査されない。商標出願に対し異議申立てを望む者は、出願公開日から 60 日以内に行う必要がある（第 23 条、第 26～第 28 条）。

商標法に関する罰則は、特許法および意匠法に関する罰則よりも具体的に規定されている（第 87 条～第 92 条）。例えば、商標権を侵害した場合には、3 年以下の懲役もしくは 500 万チャット以下の罰金、またはその両方の罰が課される。

<意匠法>

①意匠（工業意匠）の定義（第 2 条）

工業製品もしくは手工芸品の全部もしくは一部の線、輪郭、色彩、形状、表面パターン、質感、外形の特徴もしくは装飾をいい、またはその特徴、装飾から生じる工業製品、工芸品の全部もしくは一部の外観をいう。

②保護要件（第 13 条、第 16 条）

新規性、独創性のある意匠であること。一方で、技術的・機能的な特徴のみの意匠、公序良俗等違反の意匠は保護されない。

③審査、出願公開（第 28 条、第 30 条）

方式審査、実体審査（意匠の定義に該当すること、公序良俗等に違反しないこと）を経て、異議申立てを行う機会をあたえるために出願公開される。

④異議申立て（第 31～第 33 条）

出願公開後 60 日以内に意匠の定義に該当しない、新規性がない、技術的・機能的な特徴のみの意匠である、公序良俗等に違反することに基づいて、何人も異議申立てをすることができる。異議申立てが上記期間内になされなければ登録され、公開される。異議申立てがなされた場合には審査の上、登録または拒絶されて公開される。

⑤権利期間（第 42 条）

出願の日から 5 年間存続し、その後 5 年間の延長を 2 回行うことができる。

⑥主な留意点

新規性がないこと、技術的・機能的な特徴のみの意匠であることについては、異議申立てがなされなければ審査されない。意匠出願に対し異議申立てを望む者は、出願公開日から 60 日以内に行う必要がある（第 28 条、第 31～第 33 条）。

<特許法>

①発明の定義（第 2 条）

技術分野における困難を解決することができる物、または製法の創作をいう。小発明も含まれる。

②保護要件（第 13 条、第 14 条、第 22 条～第 23 条、第 27 条）

新規性、進歩性、産業上利用可能性を有すること、特許を受けられない発明に該当しないこと、そのほか記載要件を満たすこと、単一性を有することが要求される。

③審査請求（第 26 条）

出願日から 36 か月以内に審査請求しないと、その特許出願は放棄されたものとみなされる。

④出願公開（第 30 条、第 32 条）

方式審査を経て、異議申立てを行う機会をあたえるために出願日から 18 か月経過後に出願公開される（早期公開請求あり）。

⑤異議申立て（第 33～第 35 条）

出願公開後 90 日以内に新規性、進歩性、産業上利用可能性を有しない、特許を受けられない発明に該当することに基づいて何人も異議申立てをすることができる。

⑥実体審査（第 36～第 39 条）

新規性、進歩性、産業上利用可能性を有すること、特許を受けられない発明に該当しないこと、記載要件を満たすこと、単一性を有することについて審査される。登録官（局長：日本の特許庁長官に相当）は審査官の審査結果・意見を精査した後、特許査定または拒絶査定する。その後、当該特許査定または拒絶査定は公開される。なお、登録官は、外国の政府機関、外国特許庁に審査を依頼することもできる。

⑦権利期間（第 47 条）

出願の日から最大 20 年間存続する。

⑧主な留意点

第 14 条（a）に特許を受けられない発明が限定列挙されている。例えば、コンピュータ・プログラムは特許されない。

原則、2033 年 1 月 1 日までは医薬品またはその製造方法に関する発明について特許されない（第 14 条（b））。また、2021 年 7 月 1 日までは農業に使用される化学物質、食料品、微生物に関する製品について特許されない（第 14 条（c））。ミャンマー政府は、これら発明について特許を受けられない期間を変更することができる。

3) 登記法から新商標法への「商標移行措置」

商標法第 93 条には「法施行前に登記法の下、登記所で登録された標章の所有者は、登記商標に関する権利を保全するために商標申請を行うことができる」との経過措置が規定されている。

具体的には、既に登記された商標について、移行期間に「所定の条件」の下で商標を再出願することで、「知的財産局設立時の出願」とみなし、相対的拒絶理由の

判断において「登記日が優先日」となる優遇措置を受けることができる（施行規則で制定予定）。

ミャンマー政府は、登記法で登録された商標（旧登録商標）の権利を保全するために、登記法から商標法への再出願を周知している。2018年2月のミャンマー知的財産部との会合において、商標出願されなかった場合でも、旧登録商標の効力は消滅せず併存しても問題は生じない、という見解を示した。しかしながら、2020年3月時点において、ミャンマー政府の方針はまだ示されていない。

実際に、優遇措置を受けるために必要と検討されている必要書類は、以下のとおりとされている。

①「登記商標の証明書原本」

※または、認証された証明書コピー（単なる証明書コピーで足りる可能性あり）

②「商品・役務に関連して、自身の業務に関して登記商標を継続して使用していることを説明する書面」※使用証拠に相当

③「登記商標の権利が承継されている場合、正当な承継人であることを示す書面」

④「過去から今に至るまで商標の変遷がある場合、商標の変遷に関する書面」

上記②「使用証拠」については、「新聞広告」（図1）のほか「ミャンマー市場での取引書類」を提出することが強く推奨されている（例えば、取引の請求書・領収書、企業のパンフレット、広告等が挙げられる）。

なお、「未登記の商標」であっても、既にミャンマー国内で実際に使用されている場合には、上記「証明書原本」および「新聞広告」に準ずる公的な使用証拠を提出することで、優遇措置を受けることができる。

上記必要書類について確定事項ではないものの、ミャンマー代理人と連携し、上記書類を早めに整理しておくことが望ましい。

TRADEMARK CAUTION

Yara International ASA, a company incorporated in Norway and having its registered office at Bygdøy alle' 2, 0202 Oslo, Norway is the owner and proprietor of the following Trademarks:

Viking Ship	မိုက်ကင်းရှပ်
Reg. No. 4/12192/2012 (23.10.2012)	Reg. No. 4/12198/2012 (22.10.2012)

In respect of “Chemical used in industry, agriculture, horticulture and forestry; fertilizers” in **Class 1**;
 “Ammonium nitrate for the production of emulsion explosives, including Ammonium Nitrate Fuel Oil explosives (ANFO), all for civil purposes” in **Class 13**; and
 “Rental of farming equipment; professional consultancy and advisory services in the field of agriculture, horticulture and forestry” in **Class 44**.

Fraudulent or unauthorized use or actual or colourable imitation of the Marks shall be dealt with according to law.

Daw Khin Myo Myo Aye, H.G.P
 For **Yara International ASA**,
 C/o **Kelvin Chia Yangon Ltd.**,
 Level 8A, Union Financial Centre (UFC),
 Corner of Mahabandoola Road and Thein Phyu Road,
 Botahtaung Township, Yangon,
 The Republic of the Union of Myanmar.

Dated 1st January 2016 kmma@kcyangon.com

図 1 : 新聞広告の例

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)